平成２５年（フ）第１００号
松江市八雲町熊野50番地４　熊野ハイツ332号、前住所松江市八雲町熊野724番地
債務者　稲田　幸友
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
松江市東出雲町錦新町２丁目５番５号
債務者　坂根　恵三（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３７号
熊本市南区日吉２丁目11番１号　プランドールＴＨ―402、前住所熊本市中央区黒髪５丁目５番２号
債務者　岩永久美子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
山口県防府市石が口３丁目13番30―３号　熊谷ハイツ101号
債務者　友利みゆき
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目６番地20　メゾン桑田201号
債務者　礒谷　米次
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６４８号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目４番21―202号
債務者　藤村千枝子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
熊本県球磨郡山江村大字山田丙2784番地の２
債務者　前田　聖二
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５００号
岡山市中区福泊198番地12、旧住所兵庫県神戸市垂水区南多聞台８丁目８番346号
債務者　前田　義之
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３１号
岡山市南区新福２丁目３番22号マローン新福605号
債務者　田中　秋弘
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９０９号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館202号室
債務者　義川　　葵
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目179番地　ネオステージ蒔田102
債務者　石井　博志
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１８号
横浜市南区平楽43番地　サニーハイツ202
債務者　内　　俊孝
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５５１号
東京都板橋区蓮根２丁目18―４―203
債務者　齊木　一朗
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５号
川崎市川崎区塩浜１丁目16番46―513号　スタービル塩浜、前住所埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒864番地16
債務者　武井　政雄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１６３１号
東京都中野区野方２丁目17―１―104
債務者　白木　孝典
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７２号
東京都練馬区南大泉１丁目17―12―203
債務者　鈴木　絵理
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部